

2025年2月14日  
株式会社 bitFlyer

各位

## エルフトークン（ELF Token）に関する適時開示情報のお知らせ

株式会社 bitFlyer（本社：東京都港区、代表取締役：加納 裕三、以下「当社」）は、bitFlyer IEOにて販売を行ったエルフトークン（ELF）について、日本暗号資産等取引業協会の自主規制規則である「新規暗号資産の販売に関する規則」及びこれに関するガイドラインに基づき、エルフトークン（ELF）の発行者である株式会社 HashPalette（以下「HashPalette」）が発表した情報を以下にお知らせいたします。

### HashPalette による発表

パレットコンソーシアムの解散および今後の PLT ステーキングにおける報酬に関するお知らせ

下記のとおり、2025年1月31日にパレットコンソーシアムが解散したこと、および PLT ステーキングに関して今後報酬の排出を停止する予定であることをお知らせいたします。

#### 記

#### 1. パレットコンソーシアムの解散について

株式会社 HashPalette（以下、「当社」といいます）は、2024年12月18日に2025年1月31日付けでパレットコンソーシアムを解散することについて提案いたしました。当該提案は、パレットコンソーシアムの入会者全員の同意をもって、2025年1月10日に可決されました。そのため、同年1月31日をもって、パレットコンソーシアムは解散いたしました。

なお、パレットコンソーシアムの解散後、Palette Chain は、Palette Chain の停止日まで、当社によって運営されます。Palette Chain の停止日については、決定次第改めてご案内いたします。また、PLT、ELF を取り扱う暗号資産交換業者とも協議の上、保有者の皆さまへの十分な告知期間を設ける予定です。

#### 2. PLT ステーキングにおける報酬の排出停止について

現在、PLT Place および PLT Wallet を通じて提供している Palette Chain 上の PLT ステーキング機能に関して、ブロック高 7,568,640 以降(※1)におけるステーキング報酬の排出を停止いたします(※2)。

(※1)2025年2月14日現在、ブロック高 7,568,640 の到達時期は2025年3月31日11時頃を予定しています。ただし、当該ブロック高の到達時刻は、ブロック生成速度により前後する可能性があります。

(※2)ステーキング報酬の排出停止後も、Palette Chain の停止前であれば、ステーキング自体は継続されますが、当該ステーキングを解除することも可能です。

以上

HashPalette による開示内容は次の URL をご確認ください。

[https://document.hashpalette.com/notification\\_2025-01.pdf](https://document.hashpalette.com/notification_2025-01.pdf)

## ■ 注意事項

本資料の記載内容及びエルフトークン（ELF）に関しては HashPalette へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

### bitFlyer グループについて

「ブロックチェーンで世界を簡単に。」をミッションに掲げ、2014年に株式会社 bitFlyer は創業しました。お客様にご愛顧いただき、国内でビットコイン取引量 9 年連続 No.1\* を達成しました。bitFlyer USA, Inc. 及び bitFlyer EUROPE S.A. と共にグローバルに暗号資産交換業を展開しています。また、株式会社 bitFlyer Blockchain では独自ブロックチェーン Miyabi を開発・提供し、暗号資産取引所に上場するトークンの基盤システムなどに採用されています。さらに、株式会社 Custodiem では機関投資家による暗号資産への投資が広がることを想定し、機関投資家を対象にした暗号資産の預かり事業（クリプトカストディ事業）を新たに展開する予定です。グローバルに web3 事業を展開するグループ間の相乗効果を活かしてアジア No.1 の web3 カンパニーを目指しています。

公式 HP : <https://bitflyer.com>

\* 国内暗号資産交換業者における 2016 年～2024 年の差金決済及び先物取引を含んだ年間出来高。  
（日本暗号資産等取引業協会が公表する統計情報及び国内暗号資産交換業者各社が公表する取引データに基づき当社にて集計。日本暗号資産等取引業協会の統計情報については 2018 年以降分を参照）

### 【注意事項（よくお読みください）】

- 暗号資産は法定通貨ではありません
- 暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます
- 暗号資産の売買や他の暗号資産との交換は、暗号資産の価格変動により損失を被ることのある取引です。暗号資産の価格は、需給バランスの変化や、物価・法定通貨・他の市場の動向、暗号資産に係る状況の変化等の影響により下落する可能性があります
- 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の取引価格は、当社における暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動から影響を受けて上下するほか、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引が参照する暗号資産の価格の変動から間接的な影響を受けることによっても上下するため、損失を被ることがあります
- 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引は、取引価格と建玉数量の積である取引金額を預入証拠金等の額よりも大きくできる取引です。そのため、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動や参照する暗号資産の価格の変動によりお客様に不利な方向へ取引金額が預入証拠金等の額よりも大きく変動し、お客様の被る損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります
- 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を行うにあたっての預入証拠金等の額は取引金額の 50% 以上であり、取引金額は預入証拠金等の額の 2 倍以下となります（いずれも個人のお客様の場合）。預入証拠金等についての詳細は「[bitFlyer Crypto CFD とは?](#)」をご覧ください
- 販売所における暗号資産の売買や他の暗号資産との交換の際には、購入価格と売却価格の差であるスプレッドをお客様にご負担いただいております。暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換並びに暗号資産等関連店頭デリバティブ取引のご利用に際してお支払いいただく手数料、その他費用、計算方法等は「[手数料一覧・税](#)」に定める通りです
- 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引は、当社がお客様の相手方となって行われる相対取引です
- 契約締結前交付書面等の内容を十分ご確認いただいた上で、ご自身の判断と責任により取引を行ってください

株式会社 bitFlyer

暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00003 号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3294 号

所属する認定資金決済事業者協会及び金融商品取引業協会 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報

〒107-6233 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト：<https://bitflyer.com> お問い合わせ先：<https://bitflyer.com/ja-jp/contact>